

## 入札公告

久留米市公告第237号

久留米市斎場待合室外空調設備修繕業務について、下記のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき公告する。

令和5年9月27日

久留米市長 原口 新五

### 1 入札に付する事項

- (1) 業務名： 久留米市斎場待合室外空調設備修繕
- (2) 履行場所： 久留米市斎場（久留米市高良内町4030番地1）
- (3) 業務内容： 別紙「久留米市斎場待合室外空調設備修繕仕様書」のとおり
- (4) 履行期間： 契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。
- (5) 予定価格： 13,260,000円（税抜き）
- (6) 支払い条件： 前金払い無し

### 2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 入札参加資格確認申請書の提出期限において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。要件を満たさない者の入札は無効とする。
  - ① 久留米市競争入札参加有資格者名簿（規則第16条第3項に規定する久留米市の競争入札参加有資格者名簿）（以下、「名簿」という。）に当該事業者が市内外区分を「市内」で登録されている者であること。
  - ② 名簿に業種を「管（空調）」を第一希望で登録されている業者で、ランク基準がBランク又はCランクであること。
  - ③ 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
  - ④ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
  - ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
  - ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (2) 入札参加資格確認申請書の提出期限から開札の時までの期間に、久留米市指名停止措置要綱（平成6年久留米市庁達第6号）による指名停止措置を受けていないこと。要件を満たさない者の入札は無効とする。
- (3) 次の①、②又は③に該当する関係を有する者については、当該関係を有する者のうち

の1者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する2者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

① 資本関係が次のいずれかに該当する場合

ア 親会社（会社法第2条第4号の規定による会社。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の規定による会社。以下同じ。）の関係にある場合（ただし、その者が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合を除く。）

② 人的関係が次のいずれかに該当する場合（アについては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中である場合を除く。）

ア 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

③ ①又は②に掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の公正さが阻害されると認められる場合（協同組合で入札参加した場合、当該組合の構成員は入札参加できない。）

### 3 入札方法

入札参加を希望する者は、以下の（1）～（4）に従い、郵送による入札を行うこと。

（1）提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式第1号）

イ 入札書（様式第5号）

入札書には、入札者が消費税及び地方消費税の課税業者、免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を記入すること。

（2）提出期限

令和5年10月13日（金）必着

（3）提出先（宛先）

16 事務局

（4）郵送による提出方法

① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。

② 内封筒には、提出書類のうち、イ. 入札書を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）を記入し封印する。

③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちアを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。

④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

#### 4 入札の辞退等

郵送等により提出した入札参加書類は、締切日までは引き換えを認める。また、入札を辞退する場合は、入札前までに久留米市斎場に入札辞退届を事前に提出しなければならない。

#### 5 入札説明会は実施しない

6 入札者が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

#### 7 開札

(1) 日時：令和5年10月25日（水） 11：00

(2) 場所：久留米市斎場 事務室

(3) 立会：入札者のうち立会い希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

#### (4) 落札候補者の決定

予定価格以下の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上あるときは、くじにより落札候補者を決定する。

落札候補者となった者については、「2 入札に参加する者に必要な資格」に記載する入札参加資格について審査を行い落札者を決定する。

審査の結果、必要な資格を満たしていないと認められた場合は、当該落札候補者の入札を無効とし、入札における次順位の者を落札候補者として審査し、落札者が決定するまで行う。

#### (5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

#### 8 入札保証金及び契約保証金に関する事項

##### (1) 入札保証金

入札までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

##### (2) 契約保証金

落札者は、契約までに、契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第27条に該当する場合は免除する。

#### 9 契約条項を示す場所

16 事務局

10 議会の議決

不要

#### 1 1 資格審査の方法

事後審査型（落札候補者となった者のみ審査を行う）

#### 1 2 入札の中止等

不正な入札があると認めるとき、又は天災事変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときには、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

#### 1 3 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

ア 入札参加資格のない者が入札したとき

イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき

ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき

エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき

オ 入札書に記載された事項に誤字又は脱字等があつて必要事項を確認できないとき

カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき

キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき

ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき

ケ 協同組合と当該組合の構成員がどちらも入札に参加した場合、協同組合と当該組合の構成員の入札

#### 1 4 その他入札に関し必要な事項

##### (1) 質問の受付期間及び受付場所

① 受付期間：公告日から 令和5年10月3日（火）12：00まで

② 受付場所：16 事務局

③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールにより提出し、電話にて着信を確認すること。電話での質問は受け付けない。

④ 質問に対する回答：

令和5年10月10日（火）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

##### (2) 契約締結日

落札した者は、落札決定日の翌日から起算して6日以内に契約締結の手続きを行うこと。

#### 1 5 その他

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、規則その他関係法令を遵守すること。

(4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。

(5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行する

ことが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

(6) 提出された入札関係書類は返却しない。

(7) 提出された入札関係書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(8) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。

#### 1 6 問い合わせ先（事務局）

久留米市 環境部 斎場

住所：〒839-0852

福岡県久留米市高良内町4030番地1

電話：0942-21-4433

FAX：0942-21-4435

Eメール：saijou@city.kurume.lg.jp